

令和5年度 魅力ある街なか空間創出推進事業支援業務委託 仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、所沢市(以下「本市」という。)が発注する「魅力ある街なか空間創出推進事業支援業務委託」(以下「本業務」という。)に関して必要な項目を定めるものとする。

(目的)

第2条 所沢駅周辺グランドデザインに示すビジョンの実現に向け、パブリックスペースにおける社会実験及び空き家・空き店舗等、街なかの既存ストック活用に向けた実践的な勉強会を行うことにより、魅力ある空間を創出し、街づくりのプレイヤー発掘・育成及び持続的な街づくりが推進されるための組織づくりを支援する。また、所沢駅周辺グランドデザインに示すビジョンに向けた取組を具体化するため、次年度以降のロードマップ策定を支援する。

(対象区域)

第3条 本業務の対象区域は、所沢駅周辺グランドデザインに位置付けたエリア(所沢駅周辺から元町交差点付近までの地域)及びその周辺地域とする。

(法令等の順守)

第4条 本業務の遂行にあたっては、次に示す関係法令及び関連計画等に基づいて実施するものとする。

- ・第6次所沢市総合計画
- ・所沢市都市計画マスタープラン
- ・所沢駅周辺グランドデザイン
- ・環境配慮事項等伝達書
- ・所沢市マネジメント方針
- ・業務委託等における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項
- ・その他関係法令及び通達、並びに本市各種計画等

(委託の期間)

第5条 委託期間は契約日から令和6年3月22日(金)までとする。

(業務委託の内容)

第6条 本業務の内容は以下を基本とする。なお、業務にあたっては、所沢駅周辺ランドデザインの趣旨を理解し、本市と調整のうえ、街の理想像実現に向けた支援を行うこと。

対象エリアに関する調査分析・土地利用のあり方を検討

- ・ヒアリング調査、現地調査等を行うこと。
- ・日東地区（駅裏エリアと銀座・ファルマン通りエリアの一部）においては、市の構想（道路計画等）を踏まえた調査分析を行い、エリアの将来像および土地利用のあり方を検討すること。

パブリックスペースを活用した社会実験の企画・実施

所沢駅周辺ランドデザインで示した「街づくりにおいて重要となる10箇所のポイント」のうち、いずれかにおいて官民が連携しながら社会実験を企画・実施する。

- ・社会実験の目的や内容、スケジュールを記載した実施計画を作成すること。
- ・チラシ及びポスターを作成するほか、SNS等を活用し、地域内外の多くの方に周知すること。
- ・必要となる備品等については、発注者と適宜協議し用意すること。
- ・社会実験の効果を検証するため、アンケートやヒアリング調査を実施すること。

空き家・空き店舗等、街なかの既存ストック活用に向けた実践的な勉強会の企画・実施

- ・活用可能物件等の調査・選定支援をすること。
- ・必要となる備品等については、発注者と適宜協議し用意すること。

フォーラム等の企画・実施

- ・必要となる備品等については、発注者と適宜協議し用意すること。

次年度以降のビジョン具体化に向けたロードマップの策定支援
打合せ

業務着手時及び完了検査時のほか、進捗状況に応じ、中間打合せを3回以上実施する。また、その他発注者又は受注者の申出により適宜打合せを実施することができる。なお、打合せ結果を議事録としてとりまとめるものとする。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

業務報告書（打合せ記録簿含む）

- ・A4版カラーの2部とし、電子データをあわせて提出すること。
- 電子データ（DVD-R等）
- ・電子データはマイクロソフトWord形式とする。

その他必要な資料一式

2 本業務の成果品は全て発注者の所有とし、受注者は、発注者の承諾を得ずに公表、貸与してはならない。

(成果品の帰属)

第 8 条 本業務に係る成果品の著作権はすべて発注者に帰属する。受注者は発注者の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

(資料の貸与等)

第 9 条 本業務の遂行に必要な関係資料について、受注者は、発注者所有のものについては発注者から貸与を受け、その他関係機関所有のものについては、発注者と受注者が協力して貸与等を受けるものとする。

2 貸与等を受けた資料について、使用後は速やかに返却するものとする。

(疑義)

第 10 条 本仕様書に定める事項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者及び受注者が協議し、業務を実施するものとする。

(特記事項)

第 11 条 社会実験、意見交換会・実践的な勉強会、フォーラムで有識者等の協力を求める場合は、あらかじめ市と協議すること。